

## ～ 国際研修 ～

### 第 40 回ベトナム法整備支援研修 ～国家賠償法～

国際協力部教官

辻 保彦

ベトナムでは、2005 年の共産党中央委員会政治局第 48 号決議において、国家賠償法の早急な整備が課題として挙げられた。これを受けて、2007 年 4 月から実施された JICA の「法・司法制度改革支援プロジェクト・フェーズ 1」では、同国司法省の起草担当者とのワークショップなどの同法の起草支援活動が行われ、2009 年 6 月に同法が成立し、2010 年 1 月に全国に施行された。

施行後は同法をいかに運用していくかが課題となり、2011 年 7 月には司法省内に国家賠償局が創設されたほか、各省と中央直轄都市にそれぞれ数名ずつの国家賠償の専門職員が配置されるなど、国家賠償の実務を円滑に遂行するための体勢構築が行われている。もともと、同法の適用件数は少なく、国民の認知度も高くはないことから、国家賠償の制度を一層国民に利用しやすいものにするため、更なる実務改善と普及活動が求められる。

2011 年 4 月から開始された JICA の「法・司法制度改革支援プロジェクト・フェーズ 2」でも、当部から派遣中の長期専門家を中心として、当初から国家賠償法の運用改善や改正に向けた支援活動を続けてきたものであり、その延長として本研修を実施したものである。

以下、今回の研修の概要及び結果等につき報告する。

#### 第 1 本研修の概要

##### 1 研修期間

2012 年 9 月 5 日から同月 12 日まで

##### 2 研修員

本研修には、ベトナム司法省次官のファム・クイ・ティ氏を始めとする同省関係者に加え、国家賠償制度の拡充に向けた担当職員の増加に備えて、各省庁の人事編成を所管する内務省組織・編成局からも研修員が参加し、合計 8 名の研修員が参加した。

ファム・クイ・ティ氏 (Mr.)

司法省次官

チャン・ヴィエット・フン氏 (Mr.)

司法省国家賠償局副局长

チャン・フイ・リエウ氏 (Mr.)

司法省法律補助局局長代理

ブイ・ティ・ラン氏 (Ms.)

タイビン省司法局局长

ブイ・ヴァン・ミン氏 (Mr.)

内務省組織・編成局専門員

グエン・カック・ニュー氏 (Mr.)

司法省人事組織部主任専門官

ヴ・ゴック・アイン氏 (Mr.)

司法省国家賠償局事務局長

レ・タイ・フオン (Mr.)

司法省国家賠償局賠償解決業務室室長

##### 3 研修内容

本研修では、中央大学大学院法務研究科の中西又

三教授，法務省大臣官房訴訟部門訟務企画課の永谷典雄課長及び元東京高等裁判所部総括判事の村上敬一弁護士のお三方に講師をお願いした。

また，訪問日程として，東京法務局と東京地方裁判所にお伺いした（別添日程表参照）。

その他，JICA 長期派遣専門家の西岡剛検事及び多々良周作裁判官，JICA 国際協力専門員の佐藤直史弁護士，同職員の千葉周氏らが参加した。

## 第2 ベトナムの国家賠償制度の現状

ベトナム国家賠償法については，ICD News 42号において詳細に紹介されていることから，ここでは本研修のカントリーレポートで発表のあった運用の現状のみ御報告する。

2010年1月の施行から3年弱が経過した2012年9月の本研修の時点で，国家賠償の請求件数は480件余りであり，そのうち420件が既に処理済みである。内訳は土地紛争分野が多く，その他に民事判決執行分野もある。現在のところ，国民が国家賠償制度の存在と意義を十分に理解しているとは言い難く，たとえば国家賠償の請求書を誤った機関に送付したり，正式の国家賠償手続のルートを経ずに当事者と加害機関との任意の交渉で解決をしてしまうケースなどがある。

ベトナムの国家賠償は，対象行為が行政管理活動・訴訟活動・判決執行の三つの分野に限定されている。その主要な理由の一つはベトナムの国家財政事情によるもので，今後は対象行為の拡大の方向を目指している。

## 第3 研修実施内容

中西教授との意見交換会では，国家賠償制度のほか，損失補償制度・刑事補償制度の三つの制度につき，日本ではそれぞれ別個の制度であるのに対し，ベトナムでは全て国家賠償の対象として考えられているという相違点について議論がなされた。もっと

も，ベトナムの刑事補償制度は，国家賠償の一つとして位置付けられているが，公務員の故意・過失を要件としておらず，実質的には日本の刑事補償制度と類似する。そのため，ベトナムの国家賠償の概念は，日本の概念よりも広く，故意・過失にかかわらず国家行為により国民が被害を被った場合の金銭賠償全般を包含する概念と考えられる。

国家賠償の対象範囲は，今後のベトナムの経済発展と国家財政の増大に応じて，増加させていきたいとのことであった。



中西教授とティ次官

法務省大臣官房訟務部門訟務企画課の永谷課長の講義では，日本の国家賠償制度及び訟務制度について詳細な説明があった。法務省所属の訟務検事が全ての国家賠償請求訴訟を担当する日本の制度とは異なり，ベトナムには訟務制度はなく，国家賠償を請求された国家機関が個別に対応する制度となっている。研修員たちは，日本の訟務制度に対して高い関心を抱いた様子で，訟務制度の組織構成や運用実態



ティ次官と永谷課長

について質問が飛び交った。

村上先生との意見交換会では、国家賠償責任における故意過失の抽象化、国会の立法不作為の場合の国家賠償責任、国家の営造物責任などテーマは多岐にわたり、熱心な議論が交わされた。国会の立法行為については、ベトナム国家賠償法の起草段階で対象行為に盛り込むか否か議論があったが、国会は国民が選出するものであるから、国民にも責任があるなどの理由で、対象行為には盛り込まれなかったとのことである。



村上先生との意見交換会

東京法務局への訪問では、同局の概要説明に続き、同局所属の訟務検事との座談会が行われ、法務局の組織構成や法務省大臣官房訟務部門と法務局・地方法務局との役割分担等について説明があった。



東京法務局の皆さん



説明を聞く研修員

また、訟務検事からは実際に取り扱った事例を基にした業務紹介がなされた。ベトナム側研修員からは、様々な機能を備えた法務局のような制度はベトナムには存在せず、非常に勉強になったとの感想が寄せられた。訟務検事の執務室も見せていただいた。

東京地方裁判所への訪問では、地方裁判所における国家賠償請求訴訟の取扱いについて書記官から概要説明がなされた後、裁判官との座談会が行われた。ここでも、裁判官から過去の国家賠償請求事件の御経験を踏まえたお話があり、白熱した議論がなされた。その後は、同裁判所の大法廷を見学させていただいた。

#### 第4 終わりに

本研修は、1週間という比較的短い期間であったが、多くの方々の御協力により、ベトナム側研修員に対し、日本の国家賠償制度の理論及び実務の両面にわたり、詳細で分かりやすいインプットをすることができ、大いに研修の実を上げることができた。お忙しい中、本研修に御協力くださった講師の方々、訪問先の方々に心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

第40回 ベトナム法整備支援研修 日程表

[ 教官: 松本教官, 辻教官 専門官: 横山主任専門官 ]

研修実施場所 : JICA東京国際センター, 法務省赤れんが棟ほか

月 日	曜 日	10:00		12:30		14:00		17:00	備 考
9	火							出国	
9	水	入国(成田着)		JICA オリエンテーション TIC	国際協力部 オリエンテーション TIC				
9	木	意見交換会「ベトナム国家賠償法の問題点」 西岡専門家, 国際協力部教官 TIC(セミナールーム8)		大学教授との意見交換会「日本の国家賠償の理論」 講師: 中央大学大学院法務研究科教授 中西又三 TIC(セミナールーム8)					
9	金	講義「日本の国家賠償実務における法務本省の役割」 講師: 法務省大臣官房訟務部門訟務企画課長 永谷典雄 法務省(赤れんが棟・共用会議室)		見学: 東京法務局(訟務部を中心に)				東京法務局	
9	土								
9	日								
9	月	10:00～ 法総研所長 表敬訪問	講義「国家賠償判例研究」 講師: 元東京高等裁判所部総括判事 ・弁護士 村上敬一 法務省(赤れんが棟・共用会議室)	12:00～ 意見交換会 写真撮影	講義「国家賠償判例研究」 講師: 元東京高等裁判所部総括判事・弁護士 村上敬一 法務省(赤れんが棟・共用会議室)				
9	火	裁判官との座談会 「国家賠償請求訴訟における裁判所の役割」 東京地方裁判所		総括意見交換会 法務総合研究所 酒井所長 村上弁護士, 多々良専門家, 国際協力部教官 法務省(赤れんが棟・共用会議室)					
9	水	評価会・修了式 TIC(セミナールーム3)		資料整理					
9	木	帰国							

※JICA = 国際協力機構 ※TIC=JICA東京国際センター